

社会福祉 あきた

NO.
332
2014.12.31



【写真】

「第20回 原辰徳チャリティートークショー」

(左から) 医療法人横浜柏堤会理事長 横川秀男氏、俳優柳葉敏郎氏、読売巨人軍監督 原辰徳氏、読売新聞東京本社特別編集委員 橋本五郎氏、瀬下ワールドファミリー会会長 瀬下和夫氏 (※P.9に関連記事)

特集

P2 「社協・生活支援活動強化方針」推進セミナー

P5 秋田県地域福祉推進委員会の動き

P6 ・秋田県社協会長就任あいさつ
・秋田県社協役員・評議員の改選

P8 皆様の善意

P10 職場紹介リレー

P12 シリーズ“こだわりの品”



あけあいネットワーク

社会福祉
法 人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

地域福祉活動の実践強化に向けて

平成26年度「社協・生活支援活動強化方針」

推進セミナー 本県で開催

秋田会場

平成26年11月11日(火)・12日(水)

〔第1日目〕秋田ビューホテル

参加者…120名

内 容…行政説明、基調報告、

実践報告、シンポジウム

〔第2日目〕湯沢市・藤里町

参加者…36名

内 容…現地研修(2コース)

第1日目

◆行政説明①

厚生労働省社会・援護局地域福祉課の佐藤博専門官が、「生活困窮者自立支援制度」創設の背景として、増大する社会保障費、子ども等の貧困の連鎖などの問題を解説し、次のように述べた。

制度の狭間に陥らないよう、「制度と制度をつなぐ」、「制度の狭間を埋める」対応が求められ、特に自立相談支援事業の「主任相談支援員」の育成(ソーシャルワークの技術を身に付ける)が重要である。

また、必須事業だけでなく任意事業も行うことよって制度として完結できる。相談を受けて終わりではなく、就労という出口を創り出すことや、子どもの居場所づくり(心の拠り所)となる「学習支援」も必要である。

介護保険制度などのように給付型でなく、自治体が「考えなければならぬ制度」をつくった。地域づくりの視点で、社協も自治体と一緒に考えてほしい。

◆行政説明②

厚生労働省老健局振興課の川部勝一課長補佐が、介護保険を取り巻く課題として2025年問題があり、制度が破綻しないための改正であること、制度改正は「要支援切り」ではなく、あらためて「地域づくり」を求めるもので、そのための財源を介護保険から一部充当するという方向性を解説し、次のように述べた。

高齢者が社会参加や社会的役割を持つことよって、生きがいや介護予防につながっている各地の実績を踏まえ、「生活支援と介護予防の強化」を重点的に進める。特に、社協には「通所型サービスB(住民主体による支援)」を期待し

ている。基盤整備の取組として生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を予定しているが、社協には協議体への参画と地域づくりの実績(サロンのノウハウなど)をもとに協力を期待する。

◆基調報告

全国社会福祉協議会地域福祉部の佐甲学部長が、「社協・生活支援活動強化方針」推進のポイントとして、①相談支援機能の強化。(個別に対応できるソーシャルワーク的な部分を強化する) ②地域展開について徹底的に地域に出向く。(ニーズをキャッチし、住民と一緒に問題解決の場をつくっていく)の2点を挙げ、国の新たな施策を「地域づくり」に活用するとともに、地域の中に定着させていくこととの両面の取組が社協に求められると述べた。

生活困窮者自立支援法の施行、介護保険制度の見直し、社会福祉法人制度の見直し等の動きに対し、行政の地域福祉計画への反映、社協としての中期計画づくり、相談支援等の専門職をマネジメントする人材育成等に取組む必要性があると述べた。



セミナー第1日目 実践報告の様子

◆実践報告

「生活困窮者自立支援制度への取組」をテーマに、秋田県社会福祉協議会の佐々木繁常務理事が司会を務め、福島県社会福祉協議会の佐藤正紀主任主査と秋田県湯沢市社会福祉協議会の赤平一夫地域福祉課長が実践報告を行いました。

〔報告要旨〕

○福島県社協

【県社協による町村部の広域的な自立相談支援事業の取組】

多様なケースが出てくるため、それぞれのケースに対応できるカード（社会資源）を持つておく必要がある。最初からあるものではなく、ケースの都度、支援調整会議に入ってもらえる人（機関・団体）をいかにつくるかが重要。民生委員の関わりは「新たな」ものではなく、日常生活の延長線上のものであり、民生委員のみで支援困難なケースについて一緒に対応させていただきたいと説明し情報を得ている。

市町村社協連絡協議会として、事務局長及び職員レベルで研修の場を持つていたことから、社協間

の合意・理解を得やすい土壌があった。事業に係る県社協から町村社協への事務費等は一切ないが、「自立相談支援事業は社協本来の事業」という合意のもとに事業を進めている。

○湯沢市社協

【市部における自立相談支援事業の取組】

住民による見守り体制（ネットワーク）を活用しながら情報把握をしている。

また、中学校区単位に一人ずつ（安心生活創造事業による）訪問員を配置し、高齢者に限らず、生活困窮世帯も含めて定期的に地域を巡回している。課題を発見した場合には、各地域に配置しているコミュニティソーシャルワーカーに連絡が入り、動く体制になっている。住民の力を借りながら課題把握に努め、相談に來ることができない人たちの課題も把握できる体制が当社協の特徴である。

アセスメントやプラン作成段階でのポイントは、対象者自身どのような助けを求めればよいか分からない状況もあり、対象者との信頼関係をどうやって築くかである。どうしても心を開いてくれない方には、メモ書きを置くなどして、何度も足を運び徐々に信頼関係を築くなど、工夫しながら取り組んでいる。

〔まとめ〕

○司会

本事業の受託による効果として、①介護保険による地域支援事業の「生活支援コーディネーター」の役割・機能とも重なり合うものがあるが、「相談支援員」の確保によって、社協の体制強化につながる。

②関係機関との連携が一層強化される。③相談の出口となる社会資源がこれまで少なかったが、開発を含めて可能になる。また、就労の機会が少ない地方において、社会福祉法人・施設との協働の取組も重要となってくる。

◆シンポジウム

「社協・生活支援活動強化方針の推進に向けて」をテーマに、ルーテル学院大学の市川一宏学事顧問がコーディネーターを務め、シンポジストとして、「東日本大震災からの復興と地域再生に社協が果たす役割」と題して、宮城県石巻市社会福祉協議会の阿部由紀課長補

佐が、「ひきこもり支援から見えた地域福祉の可能性」と題して、秋田県藤里町社会福祉協議会の菊池まゆみ常務理事が、「社会福祉施設経営法人との連携による生活困窮者等の支援活動」と題して、秋田県小坂町社会福祉協議会の對馬ひろみコミュニティソーシャルワーカーがそれぞれ取組を紹介しました。

〔発言要旨〕

○宮城県石巻市社協

地域福祉コーディネーター10名を民協単位で配置し、その地域に合った支援の仕方を採用し、各エリアでコーディネーターが個々に活動している。

今年度からボランティアセンターが常設になり、旧来からの市ボランティア連絡協議会や個人ボランティアの登録も行っているが、地元以外のNGOやNPO、震災後に発足したNPO等による「石巻支援連絡会」（NPO組織の連絡会）をつくり、情報交換や勉強会の場を用意している。

今後は、インフォーマル部分で、地域にどれだけアンテナを張り、アンテナに引っかかった人をどれだけ地域福祉コーディネーター

（専門職）会議につないでいけるかが焦点。

現在、10カ所でエリアミーティングを行っており、保健師を中心に、社協、地域包括支援センターの専門職のほか、看護協会、日本医療社会福祉協会、心のケアセンターなどで月1回ミーティングを行っている。今は専門職ミーティングのみだが、次年度に向けては、もう一つ、地域住民、町内会長や民生委員などが参加する会議と二本立てで構築していきたいと考えている。

○藤里町社協

「こみっと」の取組の原点は、次世代の担い手づくりである。

特徴の一つとして、居場所づくり・活動の場づくりがあるが、「自分の居場所」は、「自分の役割がある場所」で、それを周囲の人も認めていることだと考えている。また、支援される側も支援する側になれることから、区別をつけていない。

各事業を進めていくうえで、トータルケアのフロー図をもとに、事業（サービス）の現状分析（達成度や不足部分の確認など）を行うとともに、地域福祉活動計画の

策定委員である住民から、毎年事業計画作成の際に意見をいただき反映させている。

「こみっとバンク」の活動では、高齢者中心のシルバークと登録生と一緒に行動することによって相乗効果を生んでいる。

○小坂町社協

「住民誰もが気軽に集える居場所づくり」を目指す社協と障がい者の「日中活動の拠点づくり」を目指す施設経営法人が同一地域にそれぞれ施設を整備したことが連携のきっかけ。そこから、地域貢献活動として、施設経営法人と一緒に公園の清掃活動を行うなかに、ひきこもりの人や生活保護受給者も参加するなど、連携が広がっていった。

そして、さらに全社協のモデル指定を受け、「生活困窮者等自立支援事業」に取り組み、関係機関・団体とのネットワークを構築した。

今後、町内の2法人（高齢者施設・保育所経営）に花輪ふくし会と社協の4法人が連携し何ができるかを検討していく。社協で「自立生活支援推進委員会」を設置、4法人をメンバーとした小委員会

も設けた。同じ社会福祉法人の立場で、ニーズギャッチ（気づき）の視点を広げていくことから取組んでいきたい。

【まとめ】

○コーディネーター

何をもちて評価するか。結果がでなかった場合、無駄と捉えるか一つのステップと捉えるか。評価をした後に次にどう生かすか。やりっぱなしは駄目である。

住民からチェックを受けることも大事。それができなければ、社協自体の健全性は担保できない。

自分たちの社協がどういう活動をするかを語れなくて協働は成り立たない。「社協職員行動原則」をもとに原点に立ち返り、何ができるかということを探求していけば、たくさんの可能性が見えてくる。

社協活動のこれからのあり方は、地域の伝統や土壌に合った種を植える「接ぎ木」と考える。

全てばらばらに新しいものを創るのではなく、これまでの実績をみて、それに新たなものを「接ぎ木」していく。そのなかで将来が見えてくるものだと考える。

第2日目

◆現地研修

（秋田県社協の独自プログラム）

〈湯沢市コース〉

生活困窮者自立促進支援モデル事業の支援対象者が活動している「やすんでたんせ」見学のほか、特定非営利活動法人「湯雄福祉会」が行っている就労準備支援事業（パソコン訓練、食堂・製麺所での就労体験）を視察し、利用者から直接話を聞くことができました。

〈藤里町コース〉

「こみっと」を会場に、事業開始から現在に至るまでの様々な思いや悩み、気づいた点などについて地元社協と参加者間で意見交換した後、生活訓練等を行う施設「くまげら館」を視察し、お食事処「こみっと」で蕎麦とまいたけキッシュを味わいながら情報交換を行いました。



秋田県地域福祉推進委員会の動き

社会福祉法人への法人税課税等に対する反対活動

平成26年6月、法人税の改革に関する報告が政府税制調査会より発表され、社会福祉法人が行う介護保険事業への課税、軽減税率及びみなし寄付金制度の適用について見直しが必要であるとの指摘がされました。

こうしたなか、全国社会福祉協議会から、各県において、福祉関係団体が共同して現行の税制制度を堅持する要望・陳情活動を行うよう、9月17日付、都道府県・政令指定都市社協事務局長に要請通知がありました。

本会では、9月30日に、秋田県社会福祉協議会、秋田県地域福祉推進委員会、市町村社会福祉協議会連絡協議会、秋田県障害福祉協議会、秋田県社会就労センター協議会、秋田県母子福祉協議会、秋田県児童福祉協議会、秋田県知的障害者福祉協会、秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会、秋田県ホームヘルパー協議会の連名文を携え、自民党県選出衆議院議員 富樫博之氏、参議院議員 石井浩郎氏、並びに同、中泉松司氏の各事務所を訪問し、要望陳情活動を行いました。

また、同時期、秋田県社会福祉法

人経営者協議会、秋田県老人福祉施設協議会では、全国組織の要請により、別途、自民党県選出国會議員に対し、個別の要望・陳情活動を行いました。

さらに、10月29日、全社協では、「反対一斉陳情」を行うため、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会や施設種別協議会関係者に緊急招集の参加を呼びかけ、全国から33都道府県・指定都市社協等の関係者103名が参加しました。

当日は、緊急集会の後、150名以上の国会議員等に対し、社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持並びに平成27年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の予算確保に関する陳情・要望活動が行われ、本県から参加した地域福祉推進委員会の本間委員長、県保育協議会の田岡会長、県社協佐々木常務理事が、財務副大臣の御法川信英氏と自民党税制調査会幹事の金田勝年氏の議員会館を訪れ、重ねての支援をお願いしました。

県と政策要望に関する意見交換会

秋田県地域福祉推進委員会では、本県を取り巻く様々な福祉課題の解決に向けて国や県、市町村に政策要

望を行っています。

今年度は、平成26年11月20日（木）に、県に対し次のおり政策要望を行うとともに、意見交換会を実施しました。

要望事項は、「介護職員等によるたん吸引等研修会の分散開催について」、「ひとり親家庭に対する教育支援事業の拡充について」、「全県域における権利擁護・成年後見サポートセンター（仮称）の設置促進について」、「災害時における福祉避難所設置に向けた社会福祉施設と市町村行政の協定締結の促進について」の4項目です。

「介護職員等によるたん吸引等研修会の分散開催について」の要望は、県長寿社会課佐々木課長と意見交換を行いました。

意見交換会には、秋田県老人福祉施設協議会荻森会長、今泉副会長等が出席、県からは、「研修講師や実習施設の確保が課題となっているため、その確保に努めながら、分散開催について検討したい」と回答がありました。

また、「ひとり親家庭に対する教育支援事業の拡充について」は、出席された秋田県母子福祉協議会小林会長、佐々木副会長等が、県子育て支援課田課長と意見交換を行いました。

県からは、「国でも『こどもの貧困対策に関する大綱』を策定したので、それを踏まえながら対策を進めていきたい」との回答がありました。

さらに、「全県域における権利擁護・成年後見サポートセンター（仮称）の設置促進について」と「災害時における福祉避難所設置に向けた社会福祉施設と市町村行政の協定締結の促進について」の2項目については本会から県に対して要望を行い、県福祉政策課成田課長と意見交換を行いました。

県からは、「横手市での成年後見支援センター設置等の先進的な取り組みを県としても周知していきたい」、「防災関係の会議に県の担当者が出席するなどして一層福祉避難所に対する必要性を訴えていきたい」という回答をそれぞれいただきました。

施設向けカラオケ

～ジョイスウンドフェスタ～

JOYSOUND FESTA

サンプル無料貸出中!!



健康王国 搭載!

音楽療養
ソフトコンテンツ

楽曲数 9万曲 ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: ☎0120-141-224

株式会社エクスティング 東北エルダー 営業G 秋田事務所

秋田県社会福祉協議会 会長就任 あいさつ



佐藤博身会長

この度、秋田県社会福祉協議会会長に就任しました佐藤です。

まずもって、皆様には、日ごろから秋田県社会福祉協議会に対する御指導・御協力をいただいておりますことに對しまして、心より御礼申し上げます。

また、佐々木満前会長におかれましては、8期16年の長きにわたり、少子高齢化や過疎化などの本県を取り巻く課題への対応をはじめ、社会福祉法の施行、介護保険制度の実施、市町村社協の合併など福祉や社会情勢が刻々と変化する中で、高い識見と行動力を持って秋田県社会福祉協議会の方向性を示されてこられたことに對しまして、心から敬意と感謝を表する次第であります。

さて、すでにご承知のこととは

存じますが、本県は高齢化率が全国一、出生率が全国最下位となっており、少子高齢化が急速に進んでおります。

高齢化の進行により認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯の増加、地域活力の衰退などが懸念されておられ、住民が抱える福祉課題の解決に向けた取り組みを通じた地域づくりを一層進めていくことが必要であると考えております。

また、平成23年7月に生活保護受給者数が過去最高を更新した以降も依然増加を続けていることから、生活困窮者への支援も喫緊の課題となっております。

本会では、このような状況の中で生じてくる様々な生活福祉課題の解決に向け、平成17年度から市町村社会福祉協議会と協働で「地域福祉トータルケア推進事業」に取組んでいるところであり、また、この取組みを一層推進するため、今年度から平成30年度までの5か年の方向性を示した「地域福祉活動計画」を策定しております。「地域福祉活動計画」では、「質の高い福祉サービスの拡充と、そ

の人らしい自立した生活が送れるよう豊かな福祉コミュニティの実現」を理念とし、「多様な主体との協働による生活支援の強化」、「社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供」、「生活福祉課題の解決に向けた機能強化」、「組織・経営の強化」という4つの基本方針を定めています。

私としては、この計画に沿って、一層本会の役割機能を発揮するとともに、目標の実現に向け着実に事業を実施していくことが私の責務と考えております。

しかしながら、多様な生活福祉課題の解決には、社会福祉施設や地域包括支援センター、民生児童委員協議会を始めとする福祉関係機関・団体のほか、地域住民一人ひとりの協力が不可欠であります。

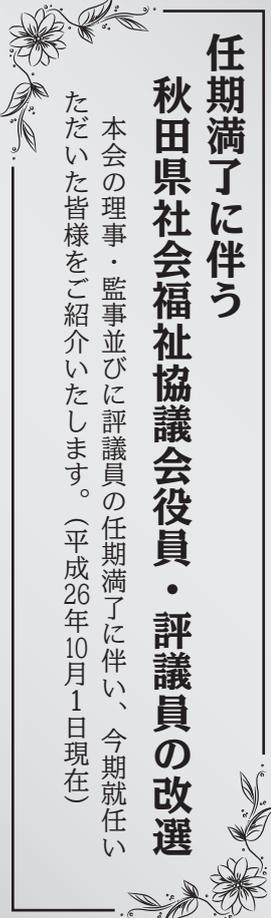
今後とも、行政、福祉、保健・医療等の幅広い分野と連携しながら、地域福祉の推進を図ってまいりますので、引き続き、本会の取組みに対する御理解と御支援をお願いいたしまして、就任のあいさついたします。

【役員】 任期:平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日 (太字は新任の方です。)

区分	氏名	役職名
会長	佐藤博身	秋田県社会福祉協議会長
副会長	野口良孝	秋田市社会福祉協議会長
副会長	菅義雄	秋田県共同募金会長
副会長	田沼昭男	秋田県社会福祉法人経営者協議会長
常務理事	佐々木繁	秋田県社会福祉協議会常務理事
理事	佐々木義広	横手市社会福祉協議会長
理事	本間達雄	由利本荘市社会福祉協議会長
理事	高坂祐司	北秋田市社会福祉協議会長
理事	工藤保	小坂町社会福祉協議会長
理事	小山光則	三種町社会福祉協議会長
理事	一関敏弘	五城目町社会福祉協議会長
理事	佐藤成輝	美郷町社会福祉協議会長
理事	太田春海	秋田県民生児童委員協議会長
理事	萱森真雄	秋田県老人福祉施設協議会長
理事	梅井一彦	秋田県健康福祉部長
理事	袴田俊英	心といのちを考える会長
理事	上村清一	秋田県保育協議会顧問
理事	藤盛節子	秋田工業高等専門学校非常勤講師
監事	関重征	秋田県社会福祉法人経営者協議会副会長
監事	大塚妙子	秋田市社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長
監事	前田正人	公認会計士

**任期満了に伴う
秋田県社会福祉協議会役員・評議員の改選**

本会の理事・監事並びに評議員の任期満了に伴い、今期就任いただいた皆様をご紹介します。(平成26年10月1日現在)



【評議員】 任期:平成 26 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日 (太字は新任の方です。)

区分	氏名	役職名
評議員	船山捷治	能代市社会福祉協議会長
評議員	宮原文彌	大館市社会福祉協議会長
評議員	坂本金善	男鹿市社会福祉協議会副会長
評議員	久米法順	湯沢市社会福祉協議会副会長
評議員	石井勲	鹿角市社会福祉協議会長
評議員	石川久悦	潟上市社会福祉協議会長
評議員	伊藤稔	大仙市社会福祉協議会長
評議員	板垣晴一	にかほ市社会福祉協議会長
評議員	佐藤清雄	仙北市社会福祉協議会長
評議員	中田吉穂	上小阿仁村社会福祉協議会長
評議員	森田新一郎	八峰町社会福祉協議会長
評議員	成田陽悦	藤里町社会福祉協議会長
評議員	土田章悟	大潟村社会福祉協議会長
評議員	松田義紀	八郎潟町社会福祉協議会長
評議員	齋藤正寧	井川町社会福祉協議会長
評議員	高橋武太郎	羽後町社会福祉協議会長
評議員	佐々木哲男	東成瀬村社会福祉協議会長
評議員	藤原璋治	秋田県民生児童委員協議会副会長
評議員	土肥良三	秋田県民生児童委員協議会副会長

区分	氏名	役職名
評議員	田岡清	秋田県保育協議会長
評議員	石川悦郎	秋田県障害福祉協議会長
評議員	小林儀貴	秋田県母子福祉協議会長
評議員	今俊幸	秋田県社会就労センター協議会長
評議員	釜田一	秋田県児童福祉協議会長
評議員	高島幹子	秋田県看護協会会長
評議員	小野裕美子	J Aあきた女性組織協議会副会長
評議員	阿部十全	秋田県ボランティア団体連絡協議会長
評議員	成田公哉	秋田県健康福祉部福祉政策課長
評議員	湯元巖	秋田県企画振興部地域活力創造課長
評議員	佐々木隆治	秋田労働局職業安定部職業安定課長
評議員	榎本義孝	秋田県老人クラブ連合会長
評議員	伊藤英紀	秋田県身体障害者福祉協会会長
評議員	谷内和夫	秋田県手をつなぐ育成会長
評議員	村上昌人	秋田魁新報社編集局次長
評議員	湯浅孝男	秋田大学医学部保健学科教授
評議員	三浦正樹	元日本赤十字秋田短期大学教授
評議員	柴田博	秋田看護福祉大学教授
評議員	佐藤恒夫	秋田県火災共済協同組合専務理事

皆様の善意

【平成26年8月～12月末日現在】

◎一般金銭預託◎

- ・株式会社高桑書店 様 415,040円
- ・タプロス株式会社 様 300,000円
- ・東部ガス株式会社 様 271,770円
- ・特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンド・株式会社ドコモCS東北 様 500,000円
- ・秋田県火災共済協同組合 様 67,676円
- ・協和石油株式会社 様 100,000円



東部ガス株式会社様からの寄附金贈呈式



特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンド様、株式会社ドコモCS東北様からの寄附金贈呈式

◎善意銀行金銭預託◎

- ・社会福祉法人遊心苑 様 13,000円
 - ・松美会 様 25,500円
 - ・県南魁青年部会 様 53,025円
 - ・北都銀行職員組合 様 24,000円
 - ・秋田県卓球協会・ラージボール卓球大会参加者一同 様 175,000円
- ↓歳末たすけあい募金へ

善意の配分状況

皆様から寄せられた預託金等を次のように配分させていただきました。
◎各種大会等への助成◎
・全国母子寡婦福祉研修大会へ
・第65回東北ろうあ者大会、第41回東北地区手話問題研究大会へ

◎物品預託◎

- ・北日本コンピュータサービス株式会社 様
スタンダードタイプ車椅子11台
リクライニング式車椅子6台
↓県内市町村社会福祉協議会3カ所・県内老人福祉施設11カ所・県内障害者支援施設3カ所へ
- ・パナソニック株式会社
エコソリューションズ社
北海道・東北住設建材営業部
秋田住設建材営業所 様
エイジフリー
ビジネスユニット社 様
スタンダードタイプ車椅子20台
↓県内市町村社会福祉協議会3カ所・県内老人福祉施設8カ所・県内障害者支援施設9カ所へ
- ・株式会社秋田放送 様
点字カレンダー 80部
↓県内の視覚障害者支援施設および団体3カ所へ
- ・秋田県遊技業協同組合 様
スタンダードタイプ車椅子6台
リクライニング式車椅子6台
↓県内老人福祉施設6カ所へ
- ・株式会社エクシング 様
中古カラオケ機器一式
↓秋田市内老人福祉施設へ
- ・秋田県写真協会 様
写真171枚
↓県内老人福祉施設等へ



パナソニック株式会社エコソリューションズ社北海道・東北住設建材営業部秋田住設建材営業所様、エイジフリービジネスユニット社様からの車椅子贈呈式



北日本コンピュータサービス株式会社様からの車椅子贈呈式



12月21日に行われた贈呈式にて、瀬下ワイルドファミリー会様から、第20回原辰徳チャリティートークショーの収益金の一部を本会に50万円、佐賀県・医療法人ひらまつ病院様から日本オストミー協会秋田県支部様に10万円寄贈いただきました。また、TDK様から、チャリティの協賛として提供された掃除機2台が本会を通じて、児童養護施設「陽清学園」と「県南愛児園ドリームハウス」に寄贈されました。

原監督は親交のある秋田市の瀬下建設工業株式会社代表取締役社長瀬下和夫氏の招きで毎年来県し、チャリティートークショーや病院の小児科病棟及び社会福祉施設を訪問するなどの社会奉仕活動を行っています。

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

- ・秋田春光懇話会 様 27,950円 (8月22日預託)
- ・秋田県自動車販売店協会 様 9,000円 (11月26日預託)
- ・秋田県バス協会 様 33,540円
- ・デイリーヤマザキ湯沢関口店 お客様一同 様 84,800円
- ・秋田県労働福祉協議会 様 6,368円
- ・秋田県労働福祉協議会 様 100,000円
- ・損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 秋田支店 様 JSA中核会秋田支部 様 AIRオートクラブ秋田支部 様 68,100円 (9月22日預託)
- ・秋田市交通安全母の会 連絡協議会 様 34,511円 (11月8日預託)
- ・秋田市交通安全母の会 連絡協議会 様 10,000円
- ・ギャラリー杉 様 91,905円
- ・協和石油株式会社 様 22,000円

◎災害遺児愛護基金給付金◎

- ◆見舞金 1件 100,000円
- ◆激励金 40名 200,000円



生命保険協会秋田県協会様(逸見洋一会長)から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金を寄贈いただきました。

〈福祉巡回車両〉

- ・北秋田市社会福祉協議会
- ・東成瀬村社会福祉協議会
- 〈ふれあい福祉募金〉
- ・特定非営利活動法人華工房
- ・特定非営利活動法人鹿角親交会
- ・特定非営利活動法人ワークしのため
- ・特定非営利活動法人逢い
- ・特定非営利活動法人そら

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
☎018-864-2711

訃報

本会事務局次長 加藤正樹 儀
平成26年12月18日逝去いたしました。
ここに生前のご厚誼を深謝し
謹んでご通知申し上げます

職場紹介
リレー
No.7

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『地域で支え合う』
まちづくりを目指して』
にかほ市社会福祉協議会
地域福祉課長 齋藤 正志

にかほ市は秋田県の南西部に位置し、南東に鳥海山、西に日本海を臨む山と海に抱かれ、県内においても降積雪量の少ない温暖な地域であります。私ども、にかほ市社会福祉協議会は平成17年10月の旧三町（仁賀保・金浦・象潟）合併に伴い設立され、『安心して暮らせる福祉のまちづくり』に自覚と誇りをもって行動しよう』を基本理念に掲げ、各種事業を展開しています。にかほ市でも少子高齢化や人口減少が進行し、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼしています。また、個人の価値観も多様化することで、地域住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になっていきます。公的なサービスだけでは対応が困難なケースもあり、地域での相互扶助機能が重要になっていきます。

こうした実情を踏まえて、本会では平成21年から地域の福祉関係者を一堂に会して小学校区7地域ごとに「町内会長・民生児童委員・福祉員合同懇談会」を開催しています。自治（町内）

会ごとの高齢化率や具体的な相談事例の紹介などを交えながら、地域の実情や生活上の課題などを話し合い、住民相互による支え合いや助け合いの必要性を確認する良い機会となっております。

また、地域住民がお互い顔を合わせ、交流する事業や行事も縮小・減少しているという声も聞かれます。そこで本会では「地域内交流助成金事業」という助成金制度を創設し、自治（町内）会や老人クラブなどで行われる交流事業に対し助成金を交付し、行事の活性化と住民同士の交流促進を図っています。地域でのスポーツ行事や運動会、敬老式などの行事にも活用され、地域住民にふれあいの場が提供されることで、相互のつながりや関係が強化されることも目的の一つとしています。

今日、様々な福祉制度やサービスが整備されていますが、同じ地域に住む人と人との支え合いや助け合いが地域福祉の原点であることを念頭に置きながら、今後も地域福祉の充実を図るために各種事業に取り組んで行きたいと思っております。



合同懇談会

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成26年版「インシュアランス生命保険統計」

アフラック
最新のがん保険、
新登場。

はじめてダック

通院・入院・抗がん剤・診断一時金
NEW/
**新生きるための
がん保険 Days**

女性特有のがんにも
手厚い NEW/
**新生きるための
がん保険 Days**

すでにアフラックの
がん保険に
ご契約の皆様へ NEW/
**新生きるための
がん保険 Days+**

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社)
秋田支店
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3F
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

Aflac

■募集代理店 (アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社 秋田支店
☎0120-712-816 ☎0120-712-096
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

平成27年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなりました。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

補償金額(保険金額)・保険料

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人 対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	300円	450円	
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円	

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (普通傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL 03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL 03(3581)4667 FAX 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、県内で初めて障害者施設として移動販売車を導入し、ご利用者が一般就労等に向けた訓練を行っている複合施設ばあとなあ『喫茶ふれんどり』をご紹介します。



「ふれんどり」自慢の移動販売車。
キャラクターは地元高校生のデザインを採用。

「ばあとなあ」開設と同時にオープンしたのが地域交流スペースとして施設内にある『喫茶ふれんどり』。地域の方が、いつでも気軽に来店し、ランチやティータイムはもちろん、ちよつとした打ち合わせの場として利用されています。また、ご利用者と職員が一緒に作る商品は店頭販売のほか、日々移動販売車による販売も行っています。

街中を走っていると、すれ違う人が振り返るほど目を引くオレンジ色の車体にかわいらしいキャラクターが描かれた移動販売車は、毎日活動しています。通常の販売先は近

社会福祉法人雄勝福祉会 複合施設ばあとなあ(今 俊幸 施設長) は、平成17年4月に地域や様々な人とのふれあいのなかから自立した生活を築き、地域のコミュニティとしての多機能な空間を提供することをモットーに開設しました。

現在、「ばあとなあ」の障害者福祉サービスを利用している方は30名。就労継続支援B型や就労移行支援、生活介護等、一人ひとりが目的を持って通所しています。

隣の官公庁、J.A、地元高校の購買同一法人が運営する施設などですが、地域の祭りや近隣町村のイベント、地元高校の文化祭等の際に販売依頼を受けることも多く、年々活動する機会が増えていることは、ご利用者の「働く」ことへの意欲にもつながっています。

おすすめは、季節限定パン(取材時は、サツマイモや和栗を使用したパン)やクッキー(4種類入り150円)。手作りのシュークリームなどのスイーツも人気です。また、店内で楽しめるコーヒーは自家焙煎でご利用者が作るこだわりの一品です。

移動販売にも同行する就労支援員の兼子さんは、「ここは一般就労に向けたステップの場。売り上げ計算や集計してのパソコン入力もご利用者さんが行っています。また、販売を通して様々な人とかかわることで自信をつけ、一人でも多くのご利用者さんが自立できるよう支援したい」と話してくれました。

今では、移動販売車の訪問を楽しみにしている地域の方もおり、「ばあとなあ」のご利用者や職員が心を込めて作る商品を心待ちにしています。



訪問先ではあつという間にたくさんの方が集まり、完売することも珍しくありません。



店頭販売コーナーには、美味しそうなパンがずらり!

店舗・商品に関するお問い合わせ

社会福祉法人 雄勝福祉会
複合施設「ばあとなあ」
『喫茶 ふれんどり』

湯沢市字両神 15 - 1
TEL 0183-72-8107 FAX 0183-72-8108
http://paatonaa.jp/

営業時間(定休日 月曜日)

10:00～17:00(10月～4月)
10:00～18:00(5月～9月)

※移動販売場所・時間については、「ばあとなあ」にお問い合わせください。